

## 「託送供給に関する公平性確保規程」の当社ホームページ掲載について

当社は、自由化された電力小売分野における公正かつ有効な競争の確保に資することを目的に、情報の目的外利用の禁止に関する社内規程を自主的に策定し、運営してまいりました。

平成17年4月から施行される改正電気事業法では、託送供給の一層の公平性・透明性を確保するため、託送供給に関する「情報の目的外利用の禁止」および「差別的取扱いの禁止」の行為規制が導入されます。これを受けて、現行の「接続供給に関する情報取扱規程」を「託送供給に関する公平性確保規程」に名称変更したほか、「差別的取扱いの禁止」の条項を新たに織り込むなどの見直しを行ない、当社ホームページへ掲載しましたのでお知らせします。

なお、流通設備形成・運用など電力ネットワーク業務に関するルールについては、平成17年4月から新たな電気事業制度が始まることを受けて、電力会社ならびに新規供給事業者が公平に電力ネットワークを利用できるよう、当社ホームページへ掲載して公表しています。（平成16年12月24日発表済）

当社は、今後とも、自由化された電力小売分野における公正かつ有効な競争の確保に資するとともに、公平・透明な業務運営に努めてまいります。

### 【託送供給に関する公平性確保規程の概要】

- |            |                       |
|------------|-----------------------|
| 1. 名 称     | 託送供給に関する公平性確保規程       |
| 2. 概 要     | 託送供給における行為規制等の基本事項を規定 |
| 3. 施 行 日   | 平成17年4月1日             |
| 4. 掲 載 箇 所 | 当社ホームページ              |

以 上